

省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）の評価方法について

1. 断熱性能要件「等級4」の評価方法

断熱性能要件は、評価方法基準による断熱等性能等級、もしくは省エネルギー対策等級のいずれかにおいて、等級4に適合することが要件となります。また、平成27年4月1日以降の申請においても、省エネルギー対策等級による評価が可能です。

省エネルギー対策等級により評価を行う場合は、(1)又は(2)に留意し評価を行うことが必要です。なお、(2)の場合は、評価方法基準の特定条件による評価が可能です。

(1) 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）により評価する場合

- 断熱性能以外の要件として「開口部において高断熱仕様の窓を有する場合」を選択する場合は、
 - ・ トレードオフ規定（設計施工指針3(2)イの表中8(2)及び(3)、9、10(2)及び(3)並びに12の規定）や、
 - ・ 開口部の断熱性能強化による断熱補強の省略に関する規定（設計施工指針3(3)イ（イ）及び（ハ）、ロ（イ）、ハ、ニ並びにホの規定）は利用できません。

(2) 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）により評価する場合

- 断熱性能以外の要件として、「熱交換換気」を選択する場合は、熱交換換気による空調負荷の低減効果を年間暖冷房負荷及び熱損失係数の計算に盛り込めません。
- 断熱性能以外の要件として、「開口部において高断熱仕様の窓を有する場合」を選択する場合は、方法①又は方法②により評価します。

【方法①】

設計施工指針に定める仕様の開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）^{※1}が設置されているものとして計算した熱損失係数が、建築主の判断基準に適合することを確認。



その際の躯体の断熱仕様を用いたうえで、実際に設置される開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）の熱貫流率が、Ⅰ及びⅡ地域にあつては1.90以下、Ⅲ地域にあつては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあつては4.07以下であることを確認。

※1 ここでいう設計施工指針に定める仕様の開口部とは、当該開口部の熱貫流率が、Ⅰ及びⅡ地域にあつては2.33、Ⅲ地域にあつては3.49、Ⅳ及びⅤ地域にあつては4.65であることを指します。（建具の基準の場合も同様の考えとする。）

【方法①による評価の例】Ⅳ地域の場合、①～③の手順】

- ① Ⅳ地域における設計施工指針に定める仕様である熱貫流率が4.65の開口部が設置されているものとして熱損失係数（Q値）を算出。
- ② ①により算出したQ値が2.7以下であることを確認。
- ③ ①の場合の躯体の断熱仕様を用いたうえで、実際に設置される開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）の熱貫流率が、4.07以下であることを確認。
→ 熱損失係数が建築主の判断基準に適合。

【方法②】

ある仕様の開口部が設置されていると仮定して計算した熱損失係数が、建築主の判断基準に適合することを確認



その際の躯体の断熱仕様を用いたうえで、実際に設置される開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）の熱貫流率が、設置されていると仮定した開口部の熱貫流率と比較して、Ⅰ及びⅡ地域にあつては0.43以上、Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域にあつては0.58以上小さいことを確認。

【方法②による評価の例】Ⅳ地域の場合、①～③の手順】

- ① ある仕様として熱貫流率が4.07の開口部が設置されているものとして熱損失係数（Q値）を算出。
- ② ①により算出したQ値が2.7以下であることを確認。
- ③ ①の場合の躯体の断熱仕様を用いたうえで、実際に設置される開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）の熱貫流率が、3.49以下であることを確認。
→ 熱損失係数が建築主の判断基準に適合。